

## 鳥取県広域住民避難計画（鳥根原子力発電所事故対応）新旧対照表

平成27年5月20日

修正案（平成27年5月）	修正前（平成26年3月）	備考
<p>第1章 総則</p> <p>1 略</p> <p>2 この計画の位置づけ (1)計画の使い方 この計画は、鳥根原子力発電所に係るUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内の避難について、地域防災計画の避難に関する運用部分について計画したものであり、避難の規模をUPZ全体と仮定して作成している。 このため、この計画の使用にあたっては、次の点に留意する。 ・ 万が一の事故の際には、この計画の作成に当たって仮定条件を設定した部分について、UPZ内及びUPZ外の必要な地域も対象として、その時の状況に応じて当該仮定条件部分を現実の状況に応じて修正して使用する。 ・ 実際の事故発生時の対応（避難指示等）は、事態の進展等に応じてUPZ外も含め、その時に必要とされる地域全体を対象とする。 ・ 平素から行うこの計画に基づき諸準備と相まって、事故発生時の即応性と実効性を確保する。</p> <p>(2) 計画の準拠 この計画は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針、地域防災計画に基づきものであり、この計画に定めなき事項は、これら法令等に準拠する。</p> <p>(3)、(4) 略</p> <p>3、4 略</p> <p>5 根拠法令等 (1) 根拠法令等（再掲）※◇内は略語 ア 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（<u>災対法</u>） イ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（<u>原災法</u>） ウ 防災基本計画 エ 災害救助法（昭和22年法律第118号）（<u>災救法</u>） オ（<u>原子力規制委員会等作成</u>）</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1 略</p> <p>2 この計画の位置づけ (1)計画の使い方 この計画は、鳥根原子力発電所に係るUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内の避難について、地域防災計画の避難に関する運用部分について計画したものであり、避難の規模をUPZ全体と仮定して作成している。 このため、この計画の使用にあたっては、次の点に留意する。 ・ 万が一の事故の際には、この計画の作成に当たって仮定条件を設定した部分について、UPZ内及びUPZ外の必要な地域も対象として、その時の状況に応じて当該仮定条件部分を現実の状況に応じて修正して使用する。 ・ 実際の事故発生時の対応（避難指示等）は、その時に必要とされる地域全体を対象とする。 ・ 平素から行うこの計画に基づき諸準備と相まって、事故発生時の即応性と実効性を確保する。</p> <p>(2) 計画の準拠 この計画は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針、鳥取県地域防災計画に基づきものであり、この計画に定めなき事項は、これら法令等に準拠する。</p> <p>(3)、(4) 略</p> <p>3、4 略</p> <p>5 根拠法令等 (1) 根拠法令等 ア 災害対策基本法（<u>災対法</u>） イ 原子力災害対策特別措置法（<u>原災法</u>） ウ 防災基本計画 エ 原子力災害対策指針（<u>原災指針</u>） オ 災害救助法（<u>災救法</u>）</p>	

才 原子力災害対策指針（原災指針）  
 カ 緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）  
 キ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（原子力災害対策指針補足参考資料）  
 ク 原子力災害時における避難区域検査及び簡易除染マニュアル

(2) 略

6 略

第2章 実施要領

1 状況

この項では、この計画を作成するにあたっての前提となる島根原子力発電所の状況等の仮定条件を記載するとともに、この計画を実行する際に必要となる情報とその入手方法について記載している。  
 この計画の実際の運用にあたっては、この項に記載する要領により、この計画作成上の仮定条件を確認するために必要な情報を入力し、その状況に応じてこの計画を修正し、実際の状況に適切させて運用する。

(1) 島根原子力発電所の状況  
 ア 要避難地域の考え方

この計画では、特定の不測事態（地震・津波等との複合災害等）により、特定のプラント事故が発生したのではなく、何らかのプラント事故により、防護措置としてのUPZ内の住民避難が必要になったと想定とする。（※どういふ事態に対応しなければいけないかという事態に焦点を当てた計画）

イ 複合災害への対応

この計画においては、大規模の自然災害、特に津波被害を蓋然性の高い事象として、一部道路の使用について制限を受ける厳しい条件を設定する（鳥取県津波対策検討委員会検討結果による）。

ウ 島根原子力発電所事故の推移  
 ※一般的な推移を記載したものであり、当時の状況の進展とは必ずしも一致しない。

事態区分	対応
警戒事態 (EAL1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>島根原子力発電所で、「警戒事態」が発生した。</li> <li>県は、国から情報提供を受けた。</li> <li>県は、災害警戒本部を設置した。</li> </ul>

カ 緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）  
 キ 安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって（原子力災害対策指針補足参考資料）

(2) 略

6 略

第2章 実施要領

1 状況

この項では、この計画を作成するにあたっての前提となる島根原子力発電所の状況等の仮定条件を記載するとともに、この計画を実行する際に必要となる情報とその入手方法について記載している。  
 この計画の実際の運用にあたっては、この項に記載する要領により、この計画作成上の仮定条件を確認するために必要な情報を入力し、その状況に応じてこの計画を修正し、実際の状況に適切させて運用する。

(1) 島根原子力発電所の状況  
 ア 要避難地域の考え方

この計画では、特定の不測事態（地震・津波等との複合災害等）により、特定のプラント事故が発生したのではなく、何らかのプラント事故により、防護措置としてのUPZ内の住民避難が必要になったと想定とする。（※どういふ事態に対応しなければいけないかという事態に焦点を当てた計画）

ただし、この計画において津波被害を蓋然性の高い事象として、一部道路の使用について制限を受ける条件（鳥取県津波対策検討委員会検討結果による）を設定する。

イ 島根原子力発電所事故の推移  
 ※一般的な推移を記載したものであり、当時の状況の進展とは必ずしも一致しない。

事態区分	対応
警戒事態 (EAL1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>島根原子力発電所で、「警戒事態」が発生した。</li> <li>県は、国から情報提供を受けた。</li> <li>県は、災害警戒本部を設置した。</li> </ul>

鳥取県広域住民避難計画（鳥根原子力発電所事故対応） 新旧対照表

平成27年5月20日

<p>三 略</p>	<p>立 略</p>
<p>・県は、モニタリング本部を設置した。 ・県は、注意喚起、観光客等への帰宅呼びかけを実施した。</p> <p>(2) 鳥取県の対応 ア UPZ避難 PAZ避難に続いて（あるいはPAZ避難と同時期）、国又は県・市からUPZ避難指示が出された場合に段階的に避難を開始する。 段階的避難は鳥根原子力発電所からの距離に応じた、次に示す区分により行う。 この区分は、避難指示が住民に伝達できるとともに、避難状況の把握ができる単位であり、避難指示の基礎単位である。</p> <p>イ 避難シナリオ (7) 避難のパターン 鳥根原子力発電所において避難が必要な事態が発生し、EALに基づくPAZ避難に続き、EAL又はOILに基づきUPZ全域の避難を開始されたものとする。 鳥根県民の避難受け入れが必要な場合、鳥根県知事からの避難者の受入要請に基づき受け入れを行う。 ※「原子力災害対策指針」における、UPZにおける避難及び一時移転について、「原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を行うことも必要である。また、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にOIL1を超える区域を特定し避難を実施する。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にOIL2を超える区域を特定し一時移転を実施しなければならぬ。」と規定されている。</p> <p>(1) 避難シナリオ 避難指示に基づき、事態の推移に応じて計画的に段階的避難を開始し、避難指示後20時間で避難を完了（30km圏からの100%避難が完了）する。 UPZ（10～20km）の避難指示が発出された時点を「H時」とする。 ※ 放射性物質は放出されておらず、EALに基づき避難指示がなされるものとする。</p>	<p>・県は、緊急時モニタリングセンターを設置。 ・県は、注意喚起、観光客等への帰宅呼びかけを実施。</p> <p>(2) 鳥取県の対応 ア UPZ避難 PAZ避難に続いて（あるいはPAZ避難と同時期）、国又は県・市からUPZ避難指示が出された場合に段階的に避難を開始する。 段階的避難は鳥根原子力発電所からの距離に応じた、次に示す区分により行う。 この区分は、避難指示が住民に伝達できるとともに、避難状況の把握ができる単位としており、避難指示の基礎単位である。</p> <p>イ 避難シナリオ (7) 避難のパターン 鳥根原子力発電所において避難が必要な事態が発生し、EALに基づくPAZ避難に続き、EAL又はOILに基づきUPZ全域の避難を開始されたものとする。 鳥根県民の避難受け入れが必要な場合、鳥根県知事からの避難者の受入要請に基づき受け入れを行う。</p> <p>(1) 避難シナリオ 避難指示に基づき、事態の推移に応じて計画的に段階的避難を開始し、避難指示後20時間で避難を完了（30km圏からの100%避難が完了）する。 UPZ（10～20km）の避難指示が発出された時点を「H時」とする。 ※ 放射性物質は放出されておらず、EALに基づき避難指示がなされるものとする。</p>

<p>本計画においては、警戒事態（EAL1）から鳥取県の避難指示があるまでを、24時間と仮定し、この間に避難準備を行うものとする。</p> <p>ウ、エ 略</p> <p>オ 避難経路</p> <p>(7) 避難経路の設定 避難に使用する道路のうち、交通の円滑化、道路啓開、避難支援ポイントの設定等、輸送を重点的に確保する経路を避難経路に設定する。</p> <p>(4) (ウ) 略</p> <p>カ UPZ外の防護措置 UPZ外においても、事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施する。</p> <p>キ 避難に影響を及ぼすと想定する事項</p> <p>(7) 略</p> <p>(4) 渋滞の発生 a 境港市街 幸神町交差点 b 米子市街 国道9号に国道431号及び各種道路の合流箇所、米子自動車道入口交差点</p> <p>(ウ) 計画外の避難（自主的な避難） 計画外の避難が大規模に発生した場合、PAZ住民の避難遅れ及びUPZ住民の避難時間（避難の走行時間）の増加が予想され、避難住民の被ばくリスクが高まる。</p> <p>a～c 略 d 一部の自主避難（避難指示区域以外からの避難）</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 情報の伝達と収集</p>	<p>本計画においては、警戒事態（EAL1）から鳥取県の避難指示があるまでを、24時間と仮定し、この間に避難準備を行うものとする。</p> <p>ウ、エ 略</p> <p>オ 避難経路</p> <p>(7) 避難経路の設定 避難に使用する道路のうち、交通の円滑化、道路啓開、避難支援地点の設定等、輸送を重点的に確保する経路を避難経路に設定する。</p> <p>(4) (ウ) 略</p> <p>カ UPZ外の防護措置 UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響があることが想定され、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を実施する。 ※国で検討中のPPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の考え方の結果を踏まえて、今後、具体的な実施方法を検討する。</p> <p>キ 避難に影響を及ぼすと想定する事項</p> <p>(7) 略</p> <p>(4) 渋滞の発生 米子市街は、国道9号に、国道431号及び各種道路が合流し避難住民による交通の渋滞が発生</p> <p>(ウ) 計画外の避難（自主的な避難） 計画外の避難が大規模に発生した場合、PAZ住民の避難遅れ及びUPZ住民の避難時間（避難の走行時間）の増加が予想され、避難住民の被ばくリスクが高まる。</p> <p>a～c 略 d 一部のシャドー避難（避難指示区域以外からの避難）</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 情報の伝達と収集</p>
---	--

ア、イ 略  
ウ 緊急時モニタリング  
県は、緊急時モニタリング計画により、モニタリングを開始し、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報収集を強化する。  
緊急時モニタリング結果については、モニタリング情報共有システムにより情報共有を実施する（詳細は「緊急時モニタリング計画及び緊急時モニタリング実施要領」による）。

2 避難実施の考え方

(1) 方針

県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護措置として避難等（屋内退避、コンクリート屋内退避、避難及び一時移転）を実施する。この際、要配慮者等に配慮する。  
避難は、鳥根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難が停滞することに伴う住民の被ばくの危険性を防止する。  
また、あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民への安心提供と安全確保を行う。  
なお、計画外の避難が大規模に発生した場合、避難住民への情報提供及び注意喚起、円滑な交通の流れを確保するための臨機応変の緊急対応を行い、住民の被ばくを出来るだけ避けるようにする。

(2) 計画の段階区分

- ア 略  
イ 段階区分と防護措置の段階  
(7) 段階区分 略  
(4) 防護措置の段階

計画の段階	想定する期間
避難準備 (EAL1～3)	警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て 全面緊急事態に発展し、避難指示等が出されるまでの期間

(3) 防護措置等

ア 防護措置  
放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、各種防護措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクを低減する。

ア、イ 略  
ウ 緊急時モニタリング  
県は、緊急時モニタリング計画により、モニタリングを開始し、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報収集を強化する。

2 避難実施の考え方

(1) 方針

県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣の避難指示等に基づき、防護措置として避難等（避難及び一時移転、屋内退避、コンクリート屋内退避）を実施する。この際、要配慮者等に配慮する。  
避難は、鳥根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により、避難が停滞することに伴う住民の被ばくの危険性を防止する。  
また、あらゆる手段を使った注意喚起と公的な広報媒体を使った詳細情報の提供により、住民への安心提供と安全確保を行う。  
なお、計画外の避難が大規模に発生した場合、円滑な交通の流れを確保するための臨機応変の緊急対応を行い、住民の被ばくを出来るだけ避けるようにする。

(2) 計画の段階区分

- ア 略  
イ 段階区分と避難計画の対応  
(7) 段階区分 略  
(4) 防護措置の段階

計画の段階	想定する期間
避難準備	警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て 全面緊急事態に発展し、避難指示等が出されるまでの期間

(3) 防護措置等

ア 防護措置  
放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、各種防護措置を実施し、周辺住民等の被ばくのリスクを低減する。

防護措置	実施内容	防護措置	実施内容
飲食物摂取制限 (O1L4、6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの結果、飲食物に含まれる放射性物質の濃度が基準を超えるときには、内部被ばく線量を低減するために飲食物の摂取を制限する。</li> <li>農林水産物の採取及び出荷制限。</li> <li>飲料水、飲食物の摂取制限を行った場合の住民への供給体制確認。</li> </ul>	飲食物摂取制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの結果、飲食物に含まれる放射性物質の濃度が基準を超えるときには、内部被ばく線量を低減するために飲食物の摂取を制限する。</li> <li>農林水産物の採取及び出荷制限。</li> <li>飲料水、飲食物の摂取制限を行った場合の住民への供給体制確認。</li> </ul>
イ 略	イ 略	イ 略	イ 略
(4) 防護措置等の実施要領	(4) 防護措置等の実施要領	(4) 防護措置等の実施要領	(4) 防護措置等の実施要領
ア 避難準備段階	ア 避難準備段階	ア 避難準備段階	ア 避難準備段階
(7) 方針	(7) 方針	(7) 方針	(7) 方針
県は、警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に発展し、避難指示等が出されるまでの間には、避難指示等が出された際に避難がすみやかに開始できるように、あらかじめ作成された計画に基づき、所要の準備を開始する。 また、島根県が行うP A Z避難を支援するため、県内の輸送力を調整する。	県は、警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に発展し、避難指示等が出されるまでの間には、避難指示等が出された際に避難がすみやかに開始できるように、あらかじめ作成された計画に基づき、所要の準備を開始する。 また、島根県が行うP A Z避難を支援するため、県内の輸送力を調整する。	県は、警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に発展し、避難指示等が出されるまでの間には、避難指示等が出された際に避難がすみやかに開始できるように、あらかじめ作成された計画に基づき、準備を開始する。 また、島根県が行うP A Z避難を支援するため、県内の輸送力を調整する。	県は、警戒事態が発生し、それが施設敷地緊急事態を経て全面緊急事態に発展し、避難指示等が出されるまでの間には、避難指示等が出された際に避難がすみやかに開始できるように、あらかじめ作成された計画に基づき、準備を開始する。 また、島根県が行うP A Z避難を支援するため、県内の輸送力を調整する。
(1) 実施要領	(1) 実施要領	(1) 実施要領	(1) 実施要領
a 指揮命令活動	a 指揮命令活動	a 指揮命令活動	a 指揮命令活動
・県災害対策本部を設置し、指揮命令活動を開始 国の「初動対応の指示案」に対する検討と意見の提出 国への輸送力確保の要請 情報活動、広域避難計画の修正、関係機関との調整 ・要員派遣（島根原子力発電所、島根県庁、県西部総合事務所、O F C）	・県災害対策本部を設置し、指揮命令活動を開始 国の「初動対応の指示案」に対する検討と意見の提出 国への輸送力確保の要請 情報活動、広域避難計画の修正、関係機関との調整 ・要員派遣（島根原子力発電所、島根県庁、県西部総合事務所、O F C）	・県災害対策本部を設置し、指揮命令活動を開始 国の「初動対応の指示案」に対する検討と意見の提出 国への輸送力確保の要請 情報活動、広域避難計画の修正、関係機関との調整 ・要員派遣（島根原子力発電所、島根県庁、県西部総合事務所、O F C）	・県災害対策本部を設置し、指揮命令活動を開始 国の「初動対応の指示案」に対する検討と意見の提出 国への輸送力確保の要請 情報活動、広域避難計画の修正、関係機関との調整 ・要員派遣（島根原子力発電所、島根県庁、県西部総合事務所、O F C）
・事業者への要員の派遣要請（説明要員、モニタリング、避難退域時検査等）	・事業者への要員の派遣要請（説明要員、モニタリング、避難退域時検査等）	・事業者への要員の派遣要請（説明要員、モニタリング、避難退域時検査等）	・事業者への要員の派遣要請（説明要員、モニタリング、避難退域時検査等）
・現地事故対策連絡会議（O F C）への参加	・現地事故対策連絡会議（O F C）への参加	・現地事故対策連絡会議（O F C）への参加	・現地事故対策連絡会議（O F C）への参加
・住民広報	・住民広報	・住民広報	・住民広報
・防護措置の実行を監督	・防護措置の実行を監督	・防護措置の実行を監督	・防護措置の実行を監督
b 住民避難及び一時移転	b 住民避難及び一時移転	b 住民避難及び一時移転	b 住民避難及び一時移転
・優先避難の実施 乳幼児とその家族の避難 その他要配慮者の避難準備 ・屋内退避準備の指示	・優先避難の実施 乳幼児とその家族の避難 その他要配慮者の避難準備 ・屋内退避準備の指示	・優先避難の実施 乳幼児とその家族の避難 その他要配慮者の避難準備 ・屋内退避準備の指示	・優先避難の実施 乳幼児とその家族の避難 その他要配慮者の避難準備 ・屋内退避準備の指示
・P A Z避難が予想される場合は、「避難段階」を前倒しして、P A Z	・P A Z避難が予想される場合は、「避難段階」を前倒しして、P A Z	・P A Z避難が予想される場合は、「避難段階」を前倒しして、P A Z	・P A Z避難が予想される場合は、「避難段階」を前倒しして、P A Z

<p>避難の支援に必要な支援態勢の確保及び輸送力の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UPZ避難の準備（避難住民の見積、輸送力、資機材、避難所）</li> <li>・住民避難計画の修正</li> <li>・輸送力の確保</li> <li>・避難経路の確保</li> <li>・避難住民受入協議の代行（同一県内市町村、県外市町村）</li> <li>・関係機関との調整</li> <li>・避難所の開設準備、広域調整</li> <li>・避難支援ポイントの設置準備</li> </ul> <p>c モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング本部（衛生環境研究所、原子力環境センター）は、EMCの一員として緊急時モニタリングを実施</li> <li>・初期モニタリングの実施</li> <li>・モニタリング支援の要請</li> <li>・モニタリングデータの公表</li> </ul> <p>d 被ばく医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難退域時検査（被ばく医療の前提として実施）、除染準備</li> <li>・安定ヨウ素剤の配布準備</li> <li>・医療救護班の配置調整</li> </ul> <p>イ 避難段階</p> <p>(7) 略</p> <p>(4) 実施要領</p> <p>a 指揮命令活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害合同対策協議会（OFC）への参加</li> <li>・鳥取県原子力安全顧問の招集（技術的助言）</li> <li>・専門家の国への派遣要請（技術的助言）</li> <li>・専門的知識を有する職員の内への派遣要請（事態把握）</li> <li>・避難等の指示</li> <li>・住民広報</li> <li>・防護措置の実行を監督</li> <li>・復旧計画の準備</li> <li>・復興計画の準備</li> </ul> <p>b 住民避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示（屋内退避）の伝達</li> <li>・警戒区域の設定</li> <li>・飲食物等摂取制限</li> </ul>	<p>避難の支援に必要な支援態勢の確保及び輸送力の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・UPZ避難の準備（避難住民の見積、輸送力、資機材、避難所）</li> <li>・住民避難計画の修正</li> <li>・輸送力の確保</li> <li>・避難経路の確保</li> <li>・避難住民受入協議の代行（同一県内市町村、県外市町村）</li> <li>・関係機関との調整</li> <li>・避難所の開設準備、広域調整</li> </ul> <p>c モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部下部組織として設置された部への県EMCの移管</li> <li>・緊急時モニタリングの実施（第1段階）</li> <li>・モニタリング支援の要請</li> <li>・モニタリングデータの公表</li> </ul> <p>d 被ばく医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーニング準備</li> <li>・安定ヨウ素剤の配布準備</li> <li>・医療救護班の配置調整</li> </ul> <p>イ 避難段階</p> <p>(7) 略</p> <p>(4) 実施要領</p> <p>a 指揮命令活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力災害合同対策協議会への参加</li> <li>・鳥取県原子力防災専門家会議委員の招集（技術的助言）</li> <li>・専門家の国への派遣要請（技術的助言）</li> <li>・専門的知識を有する職員の内への派遣要請（事態把握）</li> <li>・避難等の指示</li> <li>・住民広報</li> <li>・防護措置の実行を監督</li> <li>・復旧計画の準備</li> <li>・復興計画の準備</li> </ul> <p>b 住民避難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難指示（屋内退避）の伝達</li> <li>・警戒区域の設定</li> <li>・飲食物等摂取制限</li> </ul>
--	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送力の配分</li> <li>・避難を開始</li> <li>・避難誘導、輸送段階的な避難を行うまでの間は、屋内退避を実施</li> <li>・避難所を設置</li> <li>・避難支援ポイント設置による住民への避難支援実施</li> <li>・食糧、生活関連物資等の供給</li> <li>・仮設住宅の設置</li> <li>・恒久避難住宅の準備</li> <li>・緊急対応</li> </ul> <p>大規模な計画外の避難が発生した場合に、円滑な交通の流れを確保するため緊急対応を行う</p> <p>c モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初期モニタリングの実施</li> <li>・モニタリングデータの公表</li> </ul> <p>d 被ばく医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難退域時検査、除染の実施</li> <li>・安定ヨウ素剤の配布</li> <li>・医療救護班の配置</li> <li>・被ばく患者の搬送</li> </ul> <p>ウ 避難生活段階</p> <p>(7) 略</p> <p>(4) 実施要領</p> <p>a、b 略</p> <p>c モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期モニタリングの実施</li> <li>・モニタリングデータの公表</li> </ul> <p>d 略</p> <p>エ 復帰段階（中期対応段階）</p> <p>(7) 略</p> <p>(4) 実施要領</p> <p>a、b 略</p> <p>c モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧期のモニタリング（平常時モニタリングへの移行）</li> <li>・モニタリングデータの公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸送力の配分</li> <li>・避難を開始</li> <li>・避難誘導、輸送段階的な避難を行うまでの間は、屋内退避を実施</li> <li>・避難所を設置</li> <li>・食糧、生活関連物資等の供給</li> <li>・仮設住宅の設置</li> <li>・恒久住宅の準備</li> <li>・緊急対応</li> </ul> <p>大規模な計画外の避難が発生した場合に、円滑な交通の流れを確保するため緊急対応を行う</p> <p>c モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施（第1段階）</li> <li>・モニタリングデータの公表</li> </ul> <p>d 被ばく医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーニングの実施</li> <li>・安定ヨウ素剤の配布</li> <li>・医療救護班の配置</li> <li>・被ばく患者の搬送</li> </ul> <p>ウ 避難生活段階</p> <p>(7) 略</p> <p>(4) 実施要領</p> <p>a、b 略</p> <p>c モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時モニタリングの実施（第2段階）</li> <li>・モニタリングデータの公表</li> </ul> <p>d 略</p> <p>エ 復帰段階（中期対応段階）</p> <p>(7) 略</p> <p>(4) 実施要領</p> <p>a、b 略</p> <p>c モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・復興期のモニタリング（平常時モニタリングへの移行）</li> <li>・モニタリングデータの公表</li> </ul>
---	--

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応） 新旧対照表

平成27年5月20日

<p>d 略</p> <p>オ 略</p> <p>(5) 避難実施 ア 略 イ 避難先</p> <p>島根原子力発電所からUPZ内の住民避難を国原子力災害対策本部の決定による避難指示により、県東部・東中部地域に段階的に行う。<u>（16 避難先一覧表 参照。）</u></p> <p>避難の受入れは、より以遠の東部地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所に行う。</p> <p>段階的な避難を実施するまでは、屋内退避を実施する。</p> <p>避難先は、県内を基本とするが、次の場合には、<u>災害対策基本法に</u>基づき、<u>県外避難を実施する。</u></p> <p>&lt;県外避難実施の要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設も被災するなど県内の避難施設が不足するとき</li> <li>・入院患者等要配慮者等を収容する施設が県内で不足するとき</li> <li>・その他必要と認められるとき</li> </ul> <p>ウ 避難手段 (7)～(エ)略 (オ) 鉄道 (カ) 略</p> <p>エ、オ 略</p> <p>カ UPZ外の防護措置 UPZ外の必要な地域については、事態の進展等に応じ、プルーム通過時の影響を避けるためUPZと同様に必要な防護措置を行う。</p> <p>キ 略</p> <p>(6)略 (7) 避難誘導 ア 避難情報の伝達（広報） (7) 県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、避難指示等が出た場合、放送事業者に対して放送要請を行い、</li> </ul>	<p>d 略</p> <p>オ 略</p> <p>(5) 避難実施 ア 略 イ 避難先</p> <p>島根原子力発電所からUPZ内の住民避難を国原子力災害対策本部の決定による避難指示により、県東部・東中部地域に段階的に行う。</p> <p>避難の受入れは、より以遠の東部地域から順次行い、あらかじめマッチングした避難所に行う。</p> <p>段階的な避難を実施するまでは、<u>屋内退避を実施する。</u></p> <p>避難先は、<u>県内を基本とするが、次の場合には、災害対策基本法に基づき、県外避難を実施する。</u></p> <p>&lt;県外避難実施の要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設も被災するなど県内の避難施設が不足するとき</li> <li>・入院患者等要配慮者等を収容する施設が県内で不足するとき</li> <li>・その他必要と認められるとき</li> </ul> <p>PPAについては、<u>プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を行う。</u></p> <p>ウ 避難手段 (7)～(エ)略 (オ) IR (カ) 略</p> <p>エ、オ 略</p> <p>カ UPZ外の避難 UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う。</p> <p>キ 略</p> <p>(6)略 (7) 避難誘導 ア 避難情報の伝達（広報） (7) 県</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は、避難指示等が出た場合、放送事業者に対して放送要請を行い、</li> </ul>
--	---

<p>当該地域の住民に対して、避難指示等の情報を伝達する。          ・緊急事態の内容、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等          (イ) 米子市及び境港市          ・市は、サイレン、防災行政無線、広報車、消防団等を通じて防護措置区域（UPZ内）の住民に広報する。          ・緊急事態の内容、災害の概要、市が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項等          イ 略</p>	<p>当該地域の住民に対して、避難指示等の情報を伝達する。          ・緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等          (イ) 米子市及び境港市          ・市は、サイレン、防災行政無線、広報車、消防団等を通じて防護措置区域（UPZ内）の住民に広報する。          ・緊急事態、災害の概要、市が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項等          イ 略</p>
<p>(8) 自家用車による避難          ア 方針          避難対象地域内から自家用車避難を行う地区の順序を、島根原子力発電所からの距離や避難主要幹線への経路等を考慮してあらかじめ定め、避難を実施する。          イ〜エ 略</p> <p>オ 避難退域時検査等          放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により必要があるかと判断された場合には、主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設け、避難住民の避難退域時検査と避難住民に必要な支援等を総合的に行い、必要に応じて簡易な除染を行う。          なお、避難先までの間に避難退域時検査できなかった避難住民については、避難先地域に設置した避難退域時検査会場で行う。          また、検査の実施に際して、健康上の配慮等が必要な者については受け入れ先で検査を行うなど考慮する。</p>	<p>(8) 自家用車による避難          ア 方針          避難対象地域内から自家用車避難を行う地区順を、島根原子力発電所からの距離や避難主要幹線への経路等を考慮してあらかじめ定め、避難を実施する。          イ〜エ 略</p> <p>オ スクリーニング等          主要経路沿い等に、スクリーニング会場を設け、避難住民のスクリーニングと避難住民に必要な支援等を総合的に行い、必要に応じて、簡易な除染を行う。          なお、避難先までの間にスクリーニングできなかった避難住民については、避難先地域に設置したスクリーニング会場で行う。</p>
<p>カ 避難途中の住民に対する支援          県は、主要経路沿い等に設置した避難退域時検査会場等に併設して避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民へ避難に関する情報や物資の提供等の支援を行う。          避難支援ポイントにおいては、自家用車による避難を踏まえ、長時間における渋滞を予測し、避難途中の住民に対し、支援を行う。          避難に必要な情報（道路情報、避難所情報等）、飲料水、食料等の提供。          また、必要に応じてトイレ施設等を設置する。</p>	

<p>なお、積雪期間中についてはチェーン等滑り止めの必要性の有無についても情報提供する。</p> <p>キ 略</p> <p>(9) 公共輸送による避難 ア バス等による避難 (7) 略 (4) 対象者 自家用車の利用ができない避難住民で、要避難地域内に市が設定する一時集結所からの避難住民等 (7) 略 a 略 b バス等の確保 県は、指定地方公共機関である県内バス事業者等のほか、必要に応じて直接あるいは関係広域連合を通じて県外バス事業者から、輸送に必要な台数のバスを確保する。 また、避難住民輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、<u>国への要請や自衛隊に避難（輸送）の災害派遣を要請する。</u> (エ) バス等による避難のイメージ略</p> <p>イ 鉄道による避難 西日本旅客鉄道（株）は、観光客などの一時滞在者及び通勤・通学者などの市民の移動手段として、可能な限り定期運行を維持するとともに、バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合には、臨時列車の運行及び運行時間の延長により、補完的手段として鉄道による避難を実施する。 その際、列車の行き違いができる駅に限られるなど、単線であるJR境線の特性を考慮する必要がある。 また、輸送の混乱を回避するためJRと協議のうえ、列車の回送時間を考慮した運行終了時刻を設定し、それを住民に周知しなければならぬ。 地震災害の場合には、安全運行に係る線路の確認等に時間を要するなどの制約を考慮する必要がある。 一時集結所に集結した住民が必要に応じて各駅に誘導し、順次乗車させ、米子駅等に輸送する。(状況により、米子駅等に到着後、山陰本線の列車を乗り換えて、鳥取駅及び倉吉駅等に輸送することも検討する。)</p>	<p>カ 略</p> <p>(9) 公共輸送による避難 ア バス等による避難 (7) 略 (4) 対象者 自家用車の利用ができない避難住民で、要避難地域内に設定される一時集結所からの避難住民等 (7) 略 a 略 b バス等の確保 県は、指定地方公共機関である県内バス事業者等のほか、必要に応じて県外バス事業者への要請により、輸送に必要な台数のバスを確保する。 また、避難住民輸送に必要なバス等の確保が困難な場合は、自衛隊に避難（輸送）の災害派遣を要請する。 (エ) バス等による避難のイメージ略</p> <p>イ JRによる避難 JRは、観光客などの一時滞在者及び市民の移動手段として、可能な限り定期運行を維持するとともに、バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合には、臨時列車の運行及び運行時間の延長により、補完的手段としてJRによる避難を実施する。 その際、列車の行き違いができる駅に限られるなど、単線であるJR境線の特性を考慮する必要がある。 また、地震災害の場合には、安全運行に係る線路の確認等に時間を要するなどの制約を考慮する必要がある。 一時集結所に集結した住民が必要に応じて各駅に誘導し、順次乗車させ、米子駅等に輸送する。(状況により、米子駅等に到着後、山陰本線の列車を乗り換えて、鳥取駅及び倉吉駅等に輸送することも検討する。)</p> <p>一部は、到着駅付近からバス等により、避難所まで輸送する。</p>
---	--

<p>検討する。） 一部は、到着駅付近からバス等により、避難所まで輸送する。</p> <p>ウ その他手段による避難（船舶、航空機） (ア)、(イ)略 (ウ) 航空機による避難 ヘリコプターを含む航空機が利用できる場合は、県がその使用を統制し、入院患者等の優先順位の高い要配慮者等の緊急を要する避難に使用する。 航空機による避難にあたっては、悪天候等による影響や搬送先の空港及びヘリポートにおける受入れ体制の整備や輸送手段の確保等を考慮するものとする。 なお、入院患者等を搬送させる場合は、患者の急変等にも対応できるよう医師等の医療従事者を同乗させるよう配慮するものとする。 また、大型ヘリコプターをはじめとする住民を大量に輸送できる航空機が利用でき、かつそれ以外の輸送手段がない場合には、必要に応じ住民等の緊急避難に使用する。</p> <p>(エ) 留意事項（共通） 公共輸送による避難にあたっては、あらかじめ運行基準を検討するとともに、乗務員の防護対策に留意するものとする。 放射性物質が放出された後における避難（OILに基づく防護措置としての避難）においては、空港、港湾等の到着地で住民の避難退避時検査を実施する。</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 避難行動要支援者等の避難 ア 方針 施設敷地緊急事態発生時のPAZ避難準備指示があった場合、事態の進展を踏まえUPZの避難行動要支援者等の避難準備を早期に開始する。 50 kmを超える避難が避難行動要支援者等の過重な負担となり、健康状態を悪化させないように配慮する。状況によっては30～50 km圏内の施設利用を検討する（一時避難所）。</p> <p>イ 避難行動要支援者等の避難計画</p>	<p>ウ その他手段による避難（船舶、航空機） (ア)、(イ)略 (ウ) 航空機による避難 ヘリコプターを含む航空機が利用できる場合は、県がその使用を統制し、入院患者等の優先順位の高い要配慮者等の緊急を要する避難に使用する。 航空機による避難にあたっては、悪天候等による影響や搬送先の空港及びヘリポートにおける受入れ体制の整備や輸送手段の確保等を考慮するものとする。</p> <p>(エ) 留意事項（共通） 公共輸送による避難にあたっては、あらかじめ運行基準を検討するとともに、乗務員の防護対策に留意するものとする。</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 要配慮者等の避難 ア 方針 施設敷地緊急事態発生時のPAZ避難準備指示があった場合、事態の進展を踏まえUPZの要配慮者等の避難準備を早期に開始する。 50 kmを超える避難が要配慮者等の過重な負担となり、健康状態を悪化させないように配慮する。場合によっては30～50 km圏内の施設利用を検討する。</p> <p>イ 要配慮者等の避難計画</p>
---	--

<p>(7) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等及びそれらの施設等並びに避難行動要支援者等の避難体制の状況を確認し、避難行動要支援者等の避難計画を作成する。 このため、あらかじめ避難行動要支援者を把握し、避難に必要な車両を見繕っておく。この際、車両が不足する際は、あらかじめ国に確保を要請する。</p> <p>(4) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、避難行動要支援者等の輸送手段を手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請する。</p> <p>(9) 福祉車両等の特別な避難手段の確保に時間を要する場合は、放射線防護対策施設における一時的な屋内退避の実施を検討する。また、在宅の避難行動要支援者等についても同様の対応を検討する。</p> <p>(エ) (オ) 略</p> <p>ウ 避難行動要支援者避難のイメージ</p> <p>エ 社会福祉施設等入所者の避難</p> <p>(7) (4) 略</p> <p>(9) 留意事項</p> <p>a、b 略</p> <p>カ 重度及び長時間の移送困難者は、一旦30～50km 範囲の特別養護老人ホーム・老人保健施設へ避難させ、症状に応じ適した医療機関へ体調に合わせ順次移送する。</p> <p>オ 病院の入院患者の避難</p> <p>(7) 略</p> <p>カ 在宅の避難行動要支援者の避難</p> <p>米子市及び境港市は、自然災害と原子力災害とを区別することなく、平時から在宅の避難行動要支援者名簿を作成し、避難に関する支援体制を構築し、それらを前提として速やかな避難を行う。一般的避難が困難な場合については、一時的な対応として条件の整った一次的広域福祉避難所へ避難し、マッチングが整った段階で避難先の施設等へ避難する。</p> <p>なお、在宅の避難行動要支援者情報の管理及び使用条件等については、県と市町村とで事前に調整しておく必要がある。</p> <p>キ 略</p>	<p>(7) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、要配慮者等及びそれらの施設等並びに要配慮者等の避難体制の状況を確認し、要配慮者等の避難計画を作成する。</p> <p>(4) 県は、市町村、関係機関・団体と連絡調整の上、要配慮者等の輸送手段を手配するとともに、輸送力が不足する場合は、関係機関・団体に対し支援を要請する。</p> <p>(9) 福祉車両等の特別な避難手段の確保に時間を要する場合は、放射線防護対策施設における一時的な屋内退避の実施を検討する。また、在宅の要配慮者等についても同様の対応を検討する。</p> <p>(エ) (オ) 略</p> <p>ウ 社会福祉施設等入所者の避難</p> <p>(7) (4) 略</p> <p>(9) 留意事項</p> <p>a、b 略</p> <p>(エ) 社会福祉施設等入所者避難のイメージ略</p> <p>エ 病院の入院患者の避難</p> <p>(7) 略</p> <p>(4) 病院の入院患者の避難イメージ 略</p> <p>オ 在宅の避難行動要支援者の避難</p> <p>米子市及び境港市は、自然災害と原子力災害とを区別することなく、在宅の避難行動要支援者名簿を作成し、避難に関する支援体制を構築した上で、それらを前提として速やかな避難を行う。一般的な避難が困難な場合については、一時的な対応として条件の整った一次的広域福祉避難所へ避難し、マッチングが整った段階で避難先の施設等へ避難する。</p> <p>なお、在宅の避難行動要支援者情報の管理及び使用条件等については、県と市町村とで事前に調整しておく必要がある。</p> <p>カ 略</p>
---	---

ク 別紙2 島根原子力発電所に係る「避難行動要支援者避難計画」	キ 別紙2 「避難行動要支援者避難計画」
<p>(12) 児童生徒等の避難方針 避難指示が出た場合、その指示内容に従い、保育所や学校等、園児、児童、生徒及び学生（生徒等）が通う施設の管理者は、生徒等全員をUPZ外に避難させることを基本とする。 この際、時間に余裕がない場合は学校等から児童生徒等を避難させ、避難先で保護者に引き渡すものとする。時間に余裕がある場合は、児童生徒等を学校等で保護者に引き渡すものとする。</p> <p>イ〜エ 略</p> <p>(13) 観光客等一時滞在者の避難 イ 略 ウ 観光客への情報伝達体制 観光客への情報伝達体制略 エ 避難の実施 観光客のうち、自家用車やバス又はタクシー利用者等、移動手段を確保している者は、それぞれの移動手段を用いてすみやかに帰宅する。 その他、移動手段がない観光客や、路線バス・列車等が利用出来ない場合には、地域住民とともに避難を行う。</p> <p>(14) 大規模計画外避難に対する緊急対応 ア 方針 大規模な計画外の避難が発生してしまった場合に、現地の状況に応じて住民避難路の統制（規制）等の随時臨機応変の措置を行い、円滑な交通の流れを確保し、避難中の渋滞に伴う住民の被ばくを避けるようにする。 イ 実施要領 (7) 現地情報の入手 県は、各種手段により、状況判断に資するための現地の道路状況をリアルタイムで確実に掌握する。 この際、あらかじめ渋滞の発生が予測される場所を把握し、その場所を判断ポイントとして重点的に現地の状況を把握する。 (1) 住民避難路の統制（規制） 県及び市町村、警察、道路管理者等は、現地の道路情報に基づき、</p>	<p>(12) 児童生徒等の避難方針 避難指示が出た場合、その指示内容に従い、保育所や学校等、園児、児童、生徒及び学生（生徒等）が通う施設の管理者は、生徒等全員をUPZ外に避難させることを基本とする。</p> <p>イ〜エ 略</p> <p>(13) 観光客の避難 ア、イ 略 観光客への情報伝達体制 略 ウ 避難の実施 観光客のうち、自家用車やバス又はタクシー利用者等、移動手段を確保している者は、それぞれの移動手段を用いてすみやかに帰宅する。 その他、移動手段がない観光客や、路線バス・列車等が利用出来ない場合は、地域住民とともに避難を行う。</p> <p>(14) 大規模計画外避難に対する緊急対応 ア 方針 大規模な計画外の避難が発生してしまった場合に、現地の状況に応じて、住民避難路の統制（規制）等の随時臨機応変の措置を行い、円滑な交通の流れを確保し、避難中の渋滞に伴う住民の被ばくを避けるようにする。 イ 実施要領 (7) 現地情報の入手 各種手段により、状況判断に資するための現地の道路状況をリアルタイムで確実に掌握する。 この際、あらかじめ渋滞の発生が予測される場所を把握し、その場所を判断ポイントとして重点的に現地の状況を把握する。 (1) 住民避難路の統制（規制） 現地の道路情報に基づき、県及び市町村、警察、道路管理者等は、</p>

交通秩序の維持（回復）、交通の整理、迂回路への誘導等の必要な措置を行う。

(ウ) この際、各機関は連携するとともに必要な協力を行う。

(ウ) 住民への情報伝達

県及び市は、住民に対してあらゆる手段により情報を伝達する。

既に避難を開始した住民に対しては、避難中における被ばく防止

等の注意事項、渋滞状況、交通規則の遵守、渋滞解消の見通し、現

状等を伝える。

また、屋内退避している住民に対しては、屋内退避中の注意事項、

避難の見通し、現状等を伝える。

(エ) 略

ウ 留意事項

各機関は、交通規制等の緊急対応に従事する防災業務従事者に対

して、防護服の着用や個人用線量計などにより適切な被ばく管理を

行う。

### 3 各機関の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、主としての避難に関す

るものを記載している。その他災害時共通のものは、鳥取県地域防災

計画に記載されているものとする。

(1) 関係機関

機関名	事務又は業務
鳥取県	1～11 略 12. 避難住民の避難退域時検査、除染及び被ばく医療 13 略 14. 境港市役所の移転の受入れと業務継続に対する支援 15. その他必要な措置
米子市 境港市	1～9 略 10. 避難住民の避難退域時検査、除染の支援 11～14 略
米子市及び境港市以外の市町村（避難住民受	1～7 略 8. 避難住民の避難退域時検査、除染の支

交通秩序の維持（回復）、交通の整理、迂回路への誘導等の必要な措置を行う。

(ウ) この際、各機関は連携するとともに必要な協力を行う。

(ウ) 住民への情報伝達

住民に対して、あらゆる手段により情報を伝達する。

既に避難を開始した住民に対しては、避難中における被ばく防止

等の注意事項、渋滞状況、交通規則の遵守、渋滞解消の見通し、現

状等を伝える。

屋内退避している住民に対しては、屋内退避中の注意事項、避難の

見通し、現状等を伝える。

(エ) 略

ウ 留意事項

交通規制等の緊急対応に従事する防災業務従事者に対して、防護

服の着用や個人用線量計などにより適切な被ばく管理を行う。

### 3 各機関の役割

原子力災害時における事務又は業務のうち、主としての避難に関す

るものを記載している。その他災害時共通のものは、鳥取県地域防災

計画に記載されているものとする。

(1) 関係機関

機関名	事務又は業務
鳥取県	1～11 略 12. 避難住民のスクリーニング、除染及び被ばく医療 13 略 14. その他必要な措置
米子市 境港市	1～9 略 10. 避難住民のスクリーニング、除染の支援 11～14 略
米子市及び境港市以外の市町村（避難住民受	1～7 略 8. 避難住民のスクリーニング、除染の支

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応） 新旧対照表

平成27年5月20日

入市町村)	援 9 略	入市町村)	援 9 略
鳥取地方気象台	1 略 2. EMCの支援	鳥取地方気象台	10. 事態の進展等に応じ、UPZと同様に必要な防護措置を実施
指定地方行政機関		指定地方行政機関	1 略 2. 緊急時モニタリングの支援 1. 輸送路の確保
自衛隊	1~3 略 4. スクリーニング、除染の支援 5 略	自衛隊	1~3 略 4. 避難退域時検査等、除染の支援 5 略
指定公共機関	1~5 略 6. スクリーニング、除染の支援	指定公共機関	1~5 略 6. 避難退域時検査、除染等の支援
その他公的団体		その他公的団体	1. 住民等に対する避難情報の放送 1. 避難退域時検査の実施 1. 被災者の入居が可能な民間賃貸住宅情報の提供 2. 被災者の民間賃貸住宅入居に係る契約の媒介 3. 県が借り上げる民間賃貸住宅の契約の媒介

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応） 新旧対照表

平成27年5月20日

(2) 県庁の各部署等		(2) 県庁の各部署等	
部署名	事務又は業務	部署名	事務又は業務
危機管理局	※上段は、原子力災害対策特有のもの 1 略 2. 緊急時モニタリング実施計画の作成と修正 3～10 略	危機管理局	※上段は、原子力災害対策特有のもの 1 略 2. 緊急時モニタリング実施計画の作成と修正 3～10 略
総務部	1～4 略 5～15 略	総務部	1～4 略 5～16 略
福祉保健部	1 略 2. 避難住民のスクリーニング、除染 3. 要配慮者等（外国人を除く）の避難支援 4. 要配慮者等の輸送手段の確保 5～9 略 10. 災害救助法 11 略	福祉保健部	1 略 2. 避難住民の避難退域時検査、除染 3. 要配慮者（外国人を除く）の避難支援 4. 要配慮者等の輸送手段の確保 5～9 略 10. 災害救助法 11 略
生活環境部	1 略 2. 県EMCの設置、管理、運営 3. 平常時モニタリング 4～8 略 9. 恒久住宅の提供 10～12 略	生活環境部	1 略 2. モニタリング本部の設置、管理、運営（衛生環境研究所、原子力環境センター） 3. EMCへの参画 4. モニタリング 5～9 略 10. 恒久避難住宅の提供 11～13 略
西部総合事務所	1. 現地災害対策本部の設置 2. 原子力発電所の現地確認（西部） 3～4 略 5. モニタリング 6. 市町村との連絡調整 7. 庁舎の管理、運用、調査	西部総合事務所	1. 現地災害対策本部の設置、運営 2. 原子力発電所の現地確認 3～4 略 5. 西部管内における道路状況の把握 6. 西部管内における避難に関する総合調整 7. 西部管内におけるモニタリングに関する現地対応 8. 西部管内における避難退域時検査に関する現地対応 9. 西部管内における安定ヨウ素剤に関する現地対応 10. 避難支援ポイントの運営 11. 市町村、関係機関との連絡調整 12. 庁舎の管理、運用、調査

<p>中部総合事務所 1～4 略 5. 中部管内における避難退域時検査に関する現地対応 1～3 略 4. 東部庁舎の管理、運用、調査</p>	<p>中部総合事務所 1～4 略 東部振興監 1～3 略</p>
<p>警察本部 1～5 略 6. 避難に際しての実動組織間の調整と必要な調整所の設置等</p>	<p>警察本部 1～5 略</p>
<p>4 避難の支援方法 (1) 物資等の供給 ア 方針 広域避難所の食料及び生活関連物資等の供給は県で統制し、一括取得する。 避難開始後は、状況不明により、食料や生活関連物資の必要数が判明せずに、避難者への物資等の供給が遅れることが予想される。このため、県は、避難計画に基づき、避難者分に対する数量を計画的に推進補給し（プッシュ型の物資等の供給）、供給の遅れを防止する。なお、避難者数や避難者の状況が把握できなくなった段階で、広域避難所からの請求による供給に変更する。 この際、県は、下流の輸送拠点から広域避難所（県営）又は物資集積所までの輸送業務については、民間輸送業者へ委託する。 イ～カ 略 (2) 輸送 ア～キ 略 ク 輸送の実施 (7) 略 (4) 広域交通管理体制の確保 a 交通規制の実施 警察は、避難住民輸送等にかかるバス及び自家用車等による交通渋滞を軽減し、迅速な広域避難の実施及び緊急交通路を確保するため、道路管理者と連携を図り、必要と認められる道路の区間において交通誘導等を行う。 警察は、道路管理者と連携して国道431号の使用の可否を早期に把握し、避難経路として使用できる場合には、車両を誘導し、</p>	<p>4 避難の支援方法 (1) 物資等の供給 ア 方針 広域避難所の食料及び生活関連物資等は、県で統制し、一括取得する。 避難開始後は、状況不明により、食料や生活関連物資の必要数が判明せずに、避難者への物資等の供給が遅れることが予想される。このため、県は、避難計画に基づき、避難者分に対する数量を計画的に推進補給し（プッシュ型の物資等の供給）、供給の遅れを防止する。なお、避難者数や避難者の状況が把握できなくなった段階で、広域避難所からの請求による供給に変更する。 この際、県は、下流の輸送拠点から広域避難所（県営）又は物資集積所までの輸送業務については、民間輸送業者へ委託する。 イ～カ 略 (2) 輸送 ア～キ 略 ク 輸送の実施 (7) 略 (4) 広域交通管理体制の確保 a 交通規制の実施 警察は、避難住民輸送等にかかるバス及び自家用車等による交通渋滞を軽減し、迅速な広域避難の実施及び緊急交通路を確保するため、道路管理者と連携を図り、必要と認められる道路の区間において交通誘導等を行う。 警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置する。</p>

<p>交通を分散することで渋滞を緩和する。                  警察は、交通規制計画に基づき、交通検問所を設置する。</p> <p>b 交通路の確保                  県は、主要な橋梁、トンネル等のあらかじめ確認すべき箇所を定め、それら箇所の異常の有無を早期に把握するとともに、必要に応じて応急復旧及び啓開作業を実施する等警察とともに交通路の確保を行う。                  警察は、避難中に交通事故が発生した場合は、道路管理者と連携し、その処理を円滑に実施し、交通路の渋滞防止に配慮する。                  各道路管理者は、工事箇所の仮復旧を行い、交通を開放する。                  c 給水、救護施設等の場等の確保                  県は、避難経路に、給水・給油・救護・トイレを確保する。</p> <p>ケ 要配慮者等の輸送                  (7) 略                  (4) 輸送の手続                  県は、市の状況に基づき、要配慮者等の避難に係る計画を作成するとともに、輸送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備する。                  市は、輸送対象者を要配慮者等の輸送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、要配慮者等の輸送に係る計画に示された地点まで輸送する。                  (7) 略</p> <p>コ 別紙5「住民避難輸送計画」</p> <p>(3) 避難退域時検査                  避難退域時検査については、被ばく医療実施の前提と位置づけ、避難者に対し県内で行うことを基本とし、要請がある場合は、島根県と連携し、島根県の避難住民の避難退域時検査も行う。                  県は、放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により必要があると判断された場合、UPZ外の主要経路沿い等に避難退域時検査会場を設置し、避難住民を避難所に収容するまでの間に、避難住民の避難退域時検査（体表面汚染スクリーニング及び物品のスクリーニング）及び必要に応じて簡易除染を行う。                  また、主要経路沿い等で避難退域時検査を実施しなかった避難住民については、避難先地域内に設置する予備会場で検査を行う。</p>	<p>b 交通路の確保                  県は、主要な橋梁、トンネル等危険箇所を把握し、啓開作業を実施する等警察とともに交通路の確保を行う。                  各道路管理者は、工事箇所の仮復旧を行い、交通を開放する。                  c 給水、救護施設等の場等の確保                  県は、避難経路に、給水、給油、救護、トイレを確保する。</p> <p>ケ 要配慮者等の輸送                  (7) 略                  (4) 輸送の手続                  県は、市町村の状況に基づき、要配慮者等の避難に係る計画を作成するとともに、輸送中に必要な衛生資材、応急治療等を準備する。                  市町村は、輸送対象者を要配慮者等の輸送に係る基準により、医師の意見を聞くなどして決定し、要配慮者等の輸送に係る計画に示された地点まで輸送する。                  (7) 略</p> <p>コ 別紙5「輸送計画」</p>
--	--

<p>(4) 医療の提供 被ばく医療体制 県（福祉保健部）は、災害対策本部の下部組織として医療救護対策本部を設置する。 医療救護対策本部は、オフサイトセンター（医療班）と調整し、被ばく医療機関と連携して、緊急被ばく医療、必要な防護対策（安定ヨウ素剤の投与等）を行う。</p> <p>イ 略</p>	<p>(3) 医療の提供 被ばく医療体制 県（福祉保健部）は、災害対策本部の下部組織として医療救護対策本部を設置する。 医療救護対策本部は、オフサイトセンター（医療班）と調整し、被ばく医療機関と連携して、緊急被ばく医療、必要な防護対策（スクリーニング、安定ヨウ素剤の投与）等を行う。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ スクリーニング 県は、UPZ外の主要経路沿い等にスクリーニング会場を設置し、避難住民のスクリーニングを行い、避難住民を避難所に収容するまでの間に、スクリーニング及び必要に応じて簡易な除染を行う。 また、主要経路沿い等でスクリーニングを実施しなかつた避難住民については、避難先地域内に設置する予備スクリーニング会場でスクリーニングを行う。</p> <p>国のスクリーニングの検討を踏まえて実施方法をさらに検討する。</p>
<p>ウ～カ 略</p> <p>キ 別紙6「鳥取県緊急被ばく医療計画」</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 仮設住宅等 方針</p> <p>ア 県及び必要避難地域市町村は、避難所の早期解消を図るため、避難住民の仮設住宅等への入居開始は、避難開始後1か月をめぐり、完了は概ね6か月以内を目標とする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 恒久住宅 避難所と仮設住宅の早期解消を図ることを目的とする。 県及び市町村は、賃貸住宅、公営住宅等を確保し、必要に応じて住宅取得制度を整備する。</p> <p>(7) 応援、受援 ア 職員の派遣とあわせ (7)～(7) 略 (エ) 職員の安全の確保（被ばく管理） (ハ)、(ハ) 略 イ 応援要請等</p>	<p>エ～キ 略</p> <p>ク 別紙6「緊急被ばく医療計画」</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 仮設住宅等 方針</p> <p>ア 県及び必要避難地域市町村は、避難所の早期解消を図るため、避難住民の仮設住宅等への入居開始は、避難開始後1か月をめぐり、完了は概ね6か月以内とする。</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 恒久住宅 避難所と仮設住宅の早期解消を図ることを目的とする。 県及び市町村は、賃貸住宅、公営住宅等を確保する。必要に応じて住宅取得制度を整備する。</p> <p>(6) 応援、受援 ア 職員の派遣とあわせ (7)～(7) 略 (エ) 職員の安全の確保（放射線防護） (ハ)、(ハ) 略 イ 応援要請等</p>

<p>(7) 略</p> <p>(4) 専門家の派遣要請等  a 鳥取県原子力安全顧問を招集する。  b 技術的助言を得るため、専門家の派遣を国に要請する（<u>原災法第10条に基づく</u>）。  c 事態を把握するため、専門的職員を国に要請する（<u>原災法第10条に基づく</u>）。</p> <p>(7) 略</p> <p>(エ) 海上保安庁（<u>境海上保安部</u>）  鳥根原子力発電所周辺の海域において、活動を行う。  航行制限・航泊禁止、海上におけるモニタリング支援、海上における救助・救急活動、緊急輸送のための海上運航確保・緊急輸送支援活動、放射性物質等の事業所外海上運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策、船舶への事項情報の連絡・緊急通報等・船舶の航行制限、海上パトロールによる治安確保</p> <p>(カ)、(キ) 略</p> <p>(キ) 中国電力  中国電力は、<u>県の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力事業者防災業務計画に基づき、県の災害対策本部等への連絡要員の派遣、環境放射線モニタリング・汚染検査・汚染除去、周辺住民に対する避難・誘導等に対する防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他必要な措置を講じる。</u></p> <p>ウ 市町村への応援  (7) 市町村への応援  知事は、市町村長等から人的応援や物資及び資材の供給要請があった場合には、速やかに調査のうえ必要に応じ人的、物的応援を行う。</p> <p>(1) 境港市役所の機能移転  また、知事は、<u>境港市長から市役所機能の移転について要請があった場合には、鳥取県庁講堂で受け入れを行うとともに市役所の行政機能等の継続に必要な支援を行う。なお、避難が長期にわたる場合は、恒久的な仮設移転先の確保を支援する。</u></p> <p>エ 略  オ 支援の受入れ  鳥取県社会福祉協議会、日本赤十字社等ボランティア受入機関と連携しながら、<u>ボランティアの支援を受け入れる。この際、ボランティアの被ばく管理に留意する。</u></p>	<p>(7) 略</p> <p>(4) 専門家の派遣要請等  a 鳥取県原子力防災専門家会議委員を招集する。  b 技術的助言を得るため、専門家の派遣を国に要請する。  c 事態を把握するため、専門的職員を国に要請する。</p> <p>(7) 略</p> <p>(エ) 境海上保安部  鳥根原子力発電所周辺の海域において、活動を行う。  航行制限・航泊禁止、海上におけるモニタリング支援、海上における救助・救急活動、緊急輸送のための海上運航確保・緊急輸送支援活動、放射性物質等の事業所外海上運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策、船舶への事項情報の連絡・緊急通報等・船舶の航行制限、海上パトロールによる治安確保</p> <p>(カ)、(キ) 略</p> <p>ウ 市町村への応援  知事は、市町村長等から人的応援や物資及び資材の供給要請があった場合には、速やかに調査のうえ必要に応じ人的、物的応援を行う。  また、知事は、<u>境港市長から市役所機能の移転について要請があった場合には、鳥取県庁講堂で受け入れを行うとともに市役所の行政機能等の継続に必要な支援を行う。なお、避難が長期にわたる場合は、恒久的な仮設移転先の確保をする。</u></p> <p>エ 略  オ 支援の受入れ  鳥取県社会福祉協議会、日本赤十字社等ボランティア受入機関と連携しながら、<u>ボランティアの支援を受け入れる。</u></p>
---	---

<p>カ 略</p> <p>(8)、(9) 略</p> <p>(10) 警備 警察は、関係機関と連携し、警備・犯罪防止を行う。 住民等の屋内退避、避難誘導等の防護活動及び避難実施状況の把握、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の警備、社会秩序の維持、避難所の警備・防犯活動、緊急交通路の確保等を行う。</p> <p>(11) 広報・情報伝達 方針 県は、広報に関する国等との役割分担に基づき、避難指示、緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、関係機関を通じて情報伝達、地元報道機関、インターネット等の多様なメディア等を駆使して、正確かつ、わかりやすい内容で迅速に広報する。 この際、要避難地域の住民に対する避難指示の確実な伝達、状況の推移とそれに応じた住民の情報ニーズへの対応、要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う。また、避難中の住民に対しても必要な情報を伝えられるようにする。</p> <p>イ 情報伝達・広報の役割分担</p> <table border="1"> <tr> <td>OFC</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の多様な報道手段を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。</li> <li>緊急時モニタリング情報の公開</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>EMC</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングを実施し、モニタリング結果については、関係機関等とモニタリング情報共有システムにより情報共有を実施する。</li> <li>緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動等について、情報伝達とともに、地元報道機関、インターネット等の多様な報道手段を通じて県民に広報する。</li> <li>OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態、災害の概要、モニタリング結果、今後の予測、市町村が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項について、サイレン、</li> </ul> </td> </tr> </table>	OFC	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の多様な報道手段を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。</li> <li>緊急時モニタリング情報の公開</li> </ul>	EMC	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングを実施し、モニタリング結果については、関係機関等とモニタリング情報共有システムにより情報共有を実施する。</li> <li>緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動等について、情報伝達とともに、地元報道機関、インターネット等の多様な報道手段を通じて県民に広報する。</li> <li>OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。</li> </ul>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態、災害の概要、モニタリング結果、今後の予測、市町村が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項について、サイレン、</li> </ul>	<p>カ 略</p> <p>(7)、(8) 略</p> <p>(9) 警備 警察は、関係機関と連携し、警備を行う。 住民等の屋内退避、避難誘導等の防護活動及び避難実施状況の把握、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の警備、社会秩序の維持、避難所の警備、緊急交通路の確保等を行う。</p> <p>(10) 広報・情報伝達 方針 県は、広報に関する国等との役割分担に基づき、避難指示、緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、関係機関を通じて情報伝達、地元報道機関、インターネット等の多様なメディア等を駆使して、正確かつ、わかりやすい内容で迅速に広報する。 この際、要避難地域の住民に対する避難指示の確実な伝達、状況の推移とそれに応じた住民の情報ニーズへの対応、要配慮者等及び一時滞在者に十分な配慮を行う。</p> <p>イ 情報伝達・広報の役割分担</p> <table border="1"> <tr> <td>OFC</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>EMC</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングを実施し、モニタリング結果については、モニタリング共有システムにより情報共有を実施する。</li> <li>緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、情報伝達とともに、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。</li> <li>OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態、災害の概要、市町村が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項について、サイレン、防災行政無線、広報車等を通じて</li> </ul> </td> </tr> </table>	OFC	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。</li> </ul>	EMC	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングを実施し、モニタリング結果については、モニタリング共有システムにより情報共有を実施する。</li> <li>緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、情報伝達とともに、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。</li> <li>OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。</li> </ul>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態、災害の概要、市町村が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項について、サイレン、防災行政無線、広報車等を通じて</li> </ul>
OFC	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の多様な報道手段を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。</li> <li>緊急時モニタリング情報の公開</li> </ul>												
EMC	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングを実施し、モニタリング結果については、関係機関等とモニタリング情報共有システムにより情報共有を実施する。</li> <li>緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動等について、情報伝達とともに、地元報道機関、インターネット等の多様な報道手段を通じて県民に広報する。</li> <li>OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。</li> </ul>												
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態、災害の概要、モニタリング結果、今後の予測、市町村が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項について、サイレン、</li> </ul>												
OFC	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態の発生に係る事項、防災対策の重要事項について、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて県外の住民も含めて広範囲に広報する。</li> </ul>												
EMC	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングを実施し、モニタリング結果については、モニタリング共有システムにより情報共有を実施する。</li> <li>緊急事態、災害の概要、県が実施する防災活動の内容等について、情報伝達とともに、地元報道機関、インターネット等を通じて県民に広報する。</li> <li>OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。このうち、共通内容については、県で作成し、市町村等に広報を依頼する。</li> </ul>												
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態、災害の概要、市町村が実施する防災活動の内容、住民のとるべき措置、注意事項について、サイレン、防災行政無線、広報車等を通じて</li> </ul>												

<p>ウ 略 エ 広報体制の整備 (7)、(4) 略 (9) 広報手段 ホームページ（携帯電話でも利用可能）、あんしんトリプルメール、ツイッター等により行うとともに、テレビやラジオ、新聞などの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ながら行う。 避難中の住民に対しても、道路標示板、ラジオ、避難支援ポイン ト等の情報提供を行う。</p>	<p>ウ 略 エ 広報体制の整備 (7)、(4) 略 (9) 広報手段 ホームページ（携帯電話でも利用可能）、あんしんトリプルメール、ツイッター等により行うとともに、テレビやラジオ、新聞などの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得ながら行う。</p>	<p>防災行政無線、広報車等を通じて住民に広報する。 ・OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。</p>	<p>住民に広報する。 ・OFC所管外の情報（避難生活に関連する情報等）を広報する。</p>
<p>5 避難実施体制 (1) 危機管理体制 ア 災害警戒本部の設置 島根原子力発電所より、警戒事象発生の通報があった場合等、災害警戒本部及びモニタリング本部を設置する。</p>	<p>5 避難実施体制 (1) 危機管理体制 ア 災害警戒本部の設置 島根原子力発電所より、警戒事象発生の通報があった場合等、災害警戒本部及び緊急時モニタリングセンター（県EMC）を設置する。</p>	<p>災害警戒本部及びモニタリング本部を設置する。</p>	<p>災害警戒本部及び緊急時モニタリングセンター（県EMC）を設置する。</p>
<p>イ 災害対策本部の設置等 (7) 略 (4) 災害対策本部の下部組織等の設置 災害対策本部が設置された場合、災害対策本部事務局に原子力班を設置する。 モニタリング本部はEMCに参画する。</p>	<p>イ 災害対策本部の設置等 (7) 略 (4) 災害対策本部の下部組織の設置 災害対策本部が設置された場合、災害対策本部事務局に原子力安全対策班を設置する。 緊急時モニタリングセンター（県EMC）を災害対策本部の下部組織に移管する。</p>	<p>医療救護対策本部及び要配慮者等対策本部を災害対策本部の下部組織として、福祉保健部に設置する。 (9) 現地災害対策本部</p>	<p>医療救護対策本部及び要配慮者等対策本部を災害対策本部の下部組織として、福祉保健部に設置する。 (9) 現地災害対策本部</p>

<p>災害対策本部を設置した場合、あわせて西部総合事務所に、副知事を長とする現地災害対策本部を設置する。 西部総合事務所長は、現地災害対策本部事務局長（スタッフ）として、現地災害対策本部長の業務を補佐する。</p> <p>(エ)～(カ)略 ウ、エ 略 オ O F Cへの要員派遣 (ア)、(イ) 略 (ウ) O F C運営要員 本庁各部署及び西部総合事務所より、O F C運営要員を派遣する。あらかじめ定められた機能グループに運営要員を派遣する。</p> <p>(エ) 県O F C連絡要員 本庁各部署及び西部総合事務所より、O F C連絡要員を派遣する。 O F C連絡要員は県災害対策本部と連携して鳥取県ブースの管理運営を行う。O F C連絡要員は、県災害対策本部に情報を連絡するとともに、O F C内の関係機関との調整を行う。</p> <p>カ 略</p> <p>(2) 通信システム ア、イ 略 ウ 通信運用 対策本部の通信の運用管理は、危機管理局長が統括する。 原子力緊急事態宣言が発出されたときは、直ちに通信連絡態勢を確保し、本計画に沿って情報を伝達する。 県とO F Cとの間においては、原子力防災ネットワークシステム、県と市町村、消防局及び防災関係機関との間においては鳥取県防災行政無線又は地域衛星通信ネットワーク回線を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行う。 県は、必要に応じて原子力防災ネットワークシステムと県テレビ会議システムを連携させて運用するものとする。他の各部署及び各総合事務所に対しても、県庁内線及び鳥取県防災行政無線により情報の伝達及び送受信を行う。 ただし、これらの通信回線が途絶し又は使用不能となった場合は、その他の通信事業者回線又は非常通信により情報の伝達を行う。</p> <p>エ 通信組織の構成、維持、運営 一般回線が使用できない場合は、以下の通信手段を利用する。</p>	<p>災害対策本部を設置した場合、あわせて西部総合事務所に、副知事を長とする現地災害対策本部を設置する。</p> <p>(エ)～(カ)略 ウ、エ 略 オ O F Cへの要員派遣 (ア)、(イ) 略 (ウ) O F C運営要員 本庁各部署及び西部総合事務所より、O F C運営要員を派遣する。</p> <p>(エ) 県連絡員 本庁各部署及び西部総合事務所より、O F C連絡要員を派遣する。</p> <p>カ 略</p> <p>(2) 通信システム ア、イ 略 ウ 通信運用 対策本部の通信の運用管理は、危機管理局長が統括する。 原子力緊急事態宣言が発出されたときは、直ちに通信連絡態勢を確保し、本計画に沿って情報を伝達する。 県とO F Cとの間においては、原子力防災ネットワークシステム、県と市町村、消防局及び防災関係機関との間においては鳥取県防災行政無線又は地域衛星通信ネットワーク回線を使用した通信により、情報の伝達及び送受信を行う。 県は、他の各部署及び各総合事務所に対しても、県庁内線及び鳥取県防災行政無線により情報の伝達及び送受信を行う。 ただし、これらの通信回線が途絶し又は使用不能となった場合は、その他の通信事業者回線又は非常通信により情報の伝達を行う。</p> <p>エ 通信組織の構成、維持、運営 一般回線が使用できない場合は、以下の通信手段を利用する。</p>
---	---

鳥取県広域住民避難計画（鳥根原子力発電所事故対応） 新旧対照表

平成27年5月20日

通信手段 通信組織	構成	維持、運営
原子力防災ネットワーク 内閣府	原子力災害が発生したときに、国、県、市町村等の防災関係機関が連携して迅速かつ的確に緊急対策を行えるようにするため、高速・大容量の通信回線を利用	国
固定型衛星通信システム 内閣府	オフサイトセンター等と県庁間を結ぶ地上回線が故障した際の代替通信手段専用の衛星通信回線を利用し、電話・FAX並びにTV会議による通信	原子力防災ネットワークのバックアップ回線
鳥取県 国土交通省		
地域衛星通信ネットワーク 国各府県 他都道府県	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った(財)自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、(財)自治体衛星通信機構との利用契約により通信	(一財)自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成各施設の維持等は宇宙通信株式会社、(二財)自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っている
非常通信協議会 各加盟機関	中央非常通信協議会及び地方非常通信協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体による	非常通信協議会加入団体が各自営無線回線を維持、運営

  

通信手段 通信組織	構成	維持、運営
原子力防災ネットワーク 内閣府	原子力災害が発生したときに、国、県、市町村等の防災関係機関が連携して迅速かつ的確に緊急対策を行えるようにするため、高速・大容量の通信回線を利用	国
固定型衛星通信システム 内閣府	オフサイトセンター等と県庁間を結ぶ地上回線が故障した際の代替通信手段専用の衛星通信回線を利用し、電話・FAX並びにTV会議による通信	原子力防災ネットワークのバックアップ回線
鳥取県 国土交通省		
地域衛星通信ネットワーク 国各府県 他都道府県	宇宙通信株式会社所有の人工衛星を使った(一財)自治体衛星通信機構が管理する衛星通信ネットワークであり、(一財)自治体衛星通信機構との利用契約により通信	(一財)自治体衛星通信機構が運営するネットワークに消防庁及び都道府県が利用契約を締結することによって加入し、ネットワークを構成各施設の維持等は宇宙通信株式会社、(二財)自治体衛星通信機構、消防庁、都道府県がそれぞれ、人工衛星、管制局、消防庁局、都道府県庁局について行っている
非常通信協議会 各加盟機関	中央非常通信協議会及び地方非常通信協議会に加入している、官公庁及び民間企業団体による	非常通信協議会加入団体が各自営無線回線を維持、運営

鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応） 新旧対照表

平成27年5月20日

オ 略	団体により構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信		オ 略	り構成され、各機関の自営無線回線を使用することにより通信	運営